

独立行政法人労働者健康安全機構
令和4事業年度業績評価委員会報告書

令和5年10月4日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員会委員（令和5年6月20日出席者）

明石 祐二 （一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹）

海野 信也 （北里大学名誉教授）

◎ 大前 和幸 （慶應義塾大学名誉教授）

砂原 和仁 （東京海上ホールディングス株式会社人事部シニアマイスター）

武林 亨 （慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授）

並木 泰宗 （全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）

◎：委員長

（五十音順 敬称略）

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の令和4年度及び第4期中期目標期間における主な課題に係る対応状況に対する評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和5年6月20日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究及び試験事業について

－労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進－

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進については、施策の企画・立案に資するエビデンスを収集する目的で実施するプロジェクト研究13課題、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究6課題、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえて、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための基盤的研究34課題、行政の要請を受けて行う行政要請研究7課題が着実に実施されている。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく調査研究等や、放射線業務従事者の疫学研究も行われており、「令和4年度版過労死等防止対策白書」に研究成果が活用されるなど、過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止に貢献している。

なお、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究の第三者評価委員会報告書において、40年間の追跡研究であるにもかかわらず常勤職員が配置されていないことなど、人員体制の問題が記載されているので、体制強化を図られたい。

研究成果は、外部評価である業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会における評価を受けており、いずれも目標値を上回る評価を受けていることは高く評価できる。また、研究成果が厚生労働省の通達への引用される、ガイドライン改正に活用される等、労働安全衛生に関する法令、行政通達等の制度改定等に貢献している。

また、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）の策定に向けて厚生労働省で開催された「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」に、労働安全衛生総合研究所の研究員が委員として参加し、研究結果を報告したほか、令和5年度から14次防を踏まえて転倒災害及び腰痛の防止に重点を置いた研究を新たに開始するための準備も進められている。

－労災疾病等に係る研究開発の推進－

労災疾病等に係る研究開発の推進については、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」及び「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域において、7テーマの研究・開発、普及が実施されており、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組まれている。

令和4年度までに研究等が終了した5テーマの研究成果を取りまとめた研究報告書

については、いずれも業績評価委員会医学研究評価部会で高い評価を受けている。

研究成果は国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」への掲載や、産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）や労働安全衛生総合研究所のメールマガジンによる「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報などを実施した。

また、研究成果を厚生労働省に報告するとともに、学会発表、論文掲載なども積極的に行われている。

（２）労働災害調査事業について

労働災害の原因調査の実施については、厚生労働省等からの依頼に基づき、災害調査、鑑定・捜査事項照会等が着実に実施されている。令和４年度については、労働災害調査が８件、鑑定・捜査事項照会等が９件、行政機関等からの意見照会等が３件実施されている。

災害調査については、現場調査等によって原因の究明を行い、厚生労働省に報告したものが労働災害防止に活かされている。

建設現場での崩壊、有害物による中毒等の健康被害、可燃性のものや粉じんによる爆発など、様々な事案に対応できるよう、複数の専門家によるチームを組み合わせながら災害調査が実施されている。

（３）化学物質等の有害性調査事業について

化学物質等の有害性調査の実施については、令和４年度に、長期吸入試験に替わる有害性調査の具体的な実施方針などについて、厚生労働省、機構、日本バイオアッセイ研究センター、労働安全衛生総合研究所などと調整が進められ、今後は、発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS分類に当たって不足する有害性情報の調査を行うため、国際的な試験方法を定めたOECDテストガイドラインなどに基づき、短期間の吸入試験や、労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施する方針とされている。

また、日本バイオアッセイ研究センターの施設は老朽化も著しく、今後の新たな試験方法に不向きであることから、令和６年度に民間の貸しラボに移転する計画となっており、令和４年度は、移転のための準備が開始されている。

一方、国際的に通用するデータを出そうとするならば、GLP基準を維持した環境が必要である。民間の貸しラボにおいてGLPを取得することについて、厚生労働省と協議していただきたい。また、長期吸入試験はリスク評価のために行っているものではなく、化学物質がどういうことを起こすかという事実を見つけるために行っているものが、結果としてリスク評価に使えるのだということに留意いただきたい。

研究成果の情報発信については、学会発表等により行っており、アクリル酸系ポリマーに関する研究等が、インパクトファクターの高い雑誌へ論文掲載されていることは高く評価できる。

また、令和３年３月に一部の試験で標準操作手順書から逸脱した行為があったこと

が明らかになったことを踏まえ、厚生労働省からの改善指導を受け、標準操作手順書の改正や自己点検の実施等再発防止に向けた取組が行われており、令和4年度も引き続き研究倫理教育が実施されている。

(4) 労災病院事業について

労災病院においては、前年度から引き続き、自治体からの要請等を踏まえ、コロナ専用病床の確保に努め、新型コロナウイルス感染症患者の受入が29病院で実施されている。労災病院全体では延べ約8万4千人の入院患者を受け入れるなど、地域のコロナ医療提供体制の確保に貢献したことは高く評価できる。

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供については、地域の中核的役割を果たすため、地域医療支援病院の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、高度医療機器の計画的な更新や、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分の検討が行われている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下「コロナ感染拡大」という。）の影響により、受託検査件数、治験症例数の目標は達成されなかったが、紹介率・逆紹介率、症例検討会等の開催回数、患者満足度については目標が達成されている。

新型コロナウイルス感染症で蓄積した知見については、今後の予期せぬ感染症への対策のためにもまとめておいていただきたい。また、第8次医療計画では、新興感染症等への対応が追加され、5疾病6事業となることから、労災病院としての対応についても検討いただきたい。

(5) 産業保健活動総合支援事業について

産業医及び産業保健関係者への支援については、産業医の資質向上のための研修を積極的に実施するとともに、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるよう、地域のネットワークを構築するためのモデル事業を実施するなど、サポート体制が整備されている。

専門的研修については、コロナ感染拡大の影響により、一部集合研修が実施できなかったが、WEB会議システムを活用した研修や動画配信サービスによるオンデマンド研修の実施等により、利用者のニーズに対応したことで、利用者から有益であった旨の高い評価を受けていることは評価できる。

産業保健活動に対するサポート体制の整備については、本部に産業保健ディレクターを配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制が整備されている。また、専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制も構築されている。産保センターにおいては、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施したほか、保健師・看護師学習交流会をオンラインで開催する等、産業保健関係者のネットワーク作りにも取り組まれている。

なお、産保センターへ化学物質の自律的管理に関する問い合わせに対応できる相談員の配置等検討いただきたい。

新型コロナウイルス感染症への取組については、職場における新型コロナウイルス

感染症対策に係る相談受付をしている旨を各産保センターのホームページにて掲示する等により周知を行い、事業所からの相談に応じたり、説明用の動画等を作成することで地域に貢献されているが、中小の事業所の中には、困っているが地域産保の情報にアクセスできていない状況も見受けられるので、更に知名度・存在感を高めていただきたい。

(6) 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成については、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会が着実に開催されている。

基礎研修については、オンデマンド配信やライブ研修を行うとともに、オンデマンド配信の講義途中での確認テストの実施やライブ研修の中で各自の端末からその場で回答してすぐに集計できるシステム（アンサーパッド）の活用など、研修の質向上が図られており、前年度を上回る受講者の理解度を得ていることは高く評価できる。また、全産保センターにおいて基礎研修修了者を対象に事例検討会が実施され、両立支援コーディネーターのスキルアップ及び地域のネットワーク構築につながっている。

なお、研修受講者に会社の規模を確認することも検討いただきたい。

治療と仕事の両立支援の質の向上に向けて、労災病院にて両立支援を実施した事例の収集を行っており、支援終了者からのアンケート調査結果では前年度を上回る高い有用度を得ており、目標は達成されているが、アンケート様式が有用度というよりも満足度を問う様式であるので、次期中期目標では、機構における両立支援件数を指標とすることや、両立支援コーディネーターを養成したことで、どれだけ両立支援が推進されたのかが分かる指標の設定について検討いただきたい。

両立支援コーディネーターの能力の向上や地域のネットワーク作りを目的として、両立支援コーディネーターを対象とした事例検討会や交流会が前年度を上回る回数で開催されており、労災病院や両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを積極的に参加させ、知見を共有していることは評価できる。

(7) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊椎障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでが一貫して実施されている。社会復帰率に係る目標を達成し、医用工学研究の取組として、在宅での就労支援、あるいは住宅改造の支援等を行い、社会復帰後における生活の質向上に取り組まれている。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでが一貫して実施されており、社会復帰率の目標は達成されている。

医用工学研究の取組として、両センターの医用工学研究に係る蓄積されたノウハウや開発機器等の普及のため、国際福祉機器展に出展されている。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払の実施に努めており、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間については、目標は達成されている。

また、立替払金の求償については、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るために、事業主等に対して求償通知や債権届出等の対応を図るなど、弁済可能な債権を確実に回収するように努めている。

令和4年度はチャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにするなど請求者の利便性の更なる向上に努めている。

(9) 納骨堂の運営事業について

労働災害における産業殉職者の御霊を合祀するため、毎年秋に御遺族、関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式が開催されている。

令和4年度の慰霊式は、5年に一度の皇室の御臨席を賜る式であったが、感染対策や安全対策を行いながら、滞りなく執り行われた。献花開始時間の繰り上げや、場内のモニターを増やして待機時間に霊堂の紹介動画を放映する等の取組により、遺族の方々から高い評価をいただいたことは高く評価できる。

(10) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,118件の案件について、速やかに支払が実施されている。

なお、基金については、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管運営要領に基づき、特定石綿被害建設労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努められている。

2 業務運営の効率化に関する事項について

業務運営の効率化に伴う経費節減等については、平成30年度と令和4年度の予算額を比較し、一般管理費については、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減等に取り組み、12.1%の削減、事業費については、WEB会議の活用による旅費の減額等に取り組み、4.0%の削減となっている。

働き方改革についても意識しながら業務改善に取り組んでいただきたい。また、働き方改革を進める上で、平均総労働時間等にも留意し、特定の職員が過重労働にならないようにしていただきたい。

3 財務内容の改善に関する事項について

労災病院の経営改善に向けた取組については、経営改善推進会議を定期的に開催し、リアルタイムで業務運営の効率化を推進するなど、機構本部のガバナンスの充実・強化が図られている。

経営状況が悪化している病院に対して個別業務指導・支援を行うほか、病床利用率の

安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更、病床数削減を行うなどの取組により経営改善が図られている。多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関としてコロナ患者を積極的受け入れたことに加え、地域医療に支障を来さぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は令和3年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は79.2%と目標は達成されている。

また、共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同購入の実施、国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との高額医療機器に係る共同入札の実施し、削減効果を上げている。

今後、新型コロナウイルスが収束し、補助金収入が減少する中で、病院の運営を安定させることが大きな課題となる。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項については、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門・認定看護師、特定行為を行う看護師の育成及び産業医等の育成支援に取り組まれている。

また、障害者雇用については、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、機構本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげ、法定雇用率を上回る雇用率が維持されている。

各研修のプログラムについてはアンケート等を基に見直すことで、研修受講者の有益度の目標は達成されている。労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成に努め、国家試験合格率の目標は達成されている。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、当委員会の意見を業務に反映していることや内部統制委員会で業務部門ごとの業務フローを作成し、内在するリスク因子の把握とリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等の取組が進められている。また、内部監査室による各施設への監査の実施やバランススコアカードを用いた内部業績評価も実施されている。

公正で適切な業務運営については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組み、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性やポリシーの周知、指導及び改善が行われている。

5 今後の運営に向けて

機構においては、研究メインの部門をはじめ、さまざまな部門で研究を行っているので、今後も学問的、科学的な研究実績の蓄積をしっかりと残していただきたい。

また、化学物質の GLP 基準を満たす長期吸入試験に関しては、日本バイオアッセイ研究センターが国際的に認められている国内唯一の長期吸入試験機関として、国際的な貢献をしてきた。長期吸入試験については、継続に向けて厚生労働省と前向きに検討いただきたい。

新たな感染症が起きた場合に備え、産保センターが企業に対してどのような対応ができるかについて厚生労働省とも検討の上、次期中期目標期間では取り組んでいただきたい。

働き方改革については、長期的な視点で対応するよう活動していただきたい。

おわりに

機構は令和6年度から第5期中期目標期間として新たな目標に向けて取り組んでいくことになるが、当委員会の評価等を踏まえ、より効率的、効果的に業務を実施し、働く人々の健康の保持・増進と安全の確保に一層取り組むことを期待する。

令和4事業年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和5年10月20日

独立行政法人労働者健康安全機構

1 放射線業務従事者の疫学研究について

放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究の第三者評価委員会報告書において、40 年間の追跡研究であるにもかかわらず常勤職員が配置されていないことなど、人員体制の問題が記載されているので、体制強化を図られたい。

(業績評価委員会報告書 1 頁「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」に係る御提言)

人員体制の強化については、第三者評価委員会報告書においても今後 30 年間の追跡研究に耐えうる強靱な組織に変革するよう提言があったところであり、厚生労働省、当機構としても改善が必要との認識は一致しているところである。今後、常勤職員の配置ができるよう、処遇等も含め厚生労働省と継続的に協議し体制強化を図っていく。

2 日本バイオアッセイ研究センターの移転について

国際的に通用するデータを出そうとするならば、GLP 基準を維持した環境が必要である。民間の貸しラボにおいて GLP を取得することについて、厚生労働省と協議していただきたい。

(業績評価委員会報告書 2 頁「化学物質等の有害性調査事業」に係る御提言)

GLP 基準を取得した上で試験を行うことは対外的に信頼性の観点から重要であり、安衛法 GLP 基準を取得して試験を行うのか、どの分野で GLP 基準を取得して行うのかも含め厚生労働省と協議してまいりたい。

3 第 8 次医療計画における新興感染症等への対応について

新型コロナウイルス感染症で蓄積した知見については、今後の予期せぬ感染症への対策のためにもまとめておいていただきたい。また、第 8 次医療計画では、新興感染症等への対応が追加され、5 疾病 6 事業となることから、労災病院としての対応についても検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 3 頁「労災病院事業」に係る御提言)

新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応で蓄積した知見を踏まえた上で、各都道府県における第 8 次医療計画の策定の動向を注視し、各労災病院が所在する地域の実情・ニーズに応じて、行政等と連携・協力のもとで新興感染症対応を含めた医療提供体制の検討を進めてまいりたい。

4 化学物質の自律的管理に係る相談体制について

産保センターへ化学物質の自律的管理に関する問い合わせに対応できる相談員の配置等検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 3 頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

産業保健総合支援センターで、化学物質の自律的管理に関する相談に対応する者(産業保健相談員、労働衛生工学専門員、登録産業医、登録保健師等)に対し研修を実施し、相談員の能力向上及び相談対応可能な人員の増を図っているところ。

また、産業保健総合支援センターには、化学物質管理に関連する資格(作業環境測定士、衛生工学衛生管理者、労働衛生コンサルタント(保健衛生、労働衛生工学))を有する相談員が在籍している。

5 産業保健総合支援センターの知名度向上について

中小の事業所の中には、困っているが地域産保の情報にアクセスできていない状況も見受けられるので、更に知名度・存在感を高めていただきたい。

(業績評価委員会報告書 4 頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

従前より、産業保健総合支援センター(以下「産保センター」という。)及び地域産業保健センター(以下「地産保」という。)の利用促進のため、産保センターが開催する各種研修会・セミナーやメンタルヘルス対策促進員等による個別訪問時にパンフレット及びリーフレット等を配布し、令和3年度から「谷原章介氏」を起用した広報動画を制作し、トレインチャンネル等で周知してきたところ。

令和5年度中に新たに周知用冊子や広報動画等を作成し、インターネット広告等を実施し、新規利用者確保に努めてまいりたい。

また、地産保の効率的・効果的な運営のため、労働基準監督署、郡市区医師会、労災病院等の産業保健関係者の代表からなる地域産業保健センター運営協議会に産保センター副所長、労働衛生専門職等も必要に応じ参加し、地産保の現状と支援ニーズを把握することで、特に小規模事業場等の利用者の利便性の向上に努めてまいりたい。

6 両立支援コーディネーター基礎研修の受講者について

研修受講者に会社の規模を確認することも検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 4 頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

令和5年度から両立支援コーディネーター研修の募集時に申込者が一般企業であった場合の事業所規模(労働者数)を確認することとしている。

7 次期中期目標における指標について

次期中期目標では、機構における両立支援件数を指標とすることや、両立支援コーディネーターを養成したことで、どれだけ両立支援が推進されたのかが分かる指標の設定について検討いただきたい。

(業績評価委員会報告書 4 頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

労災病院に配置された両立支援コーディネーターのスキルアップに努めることで、支援件数の向上を図っていくこととしており、「労災病院における両立支援件数」を次期中期計画の指標にすることを検討していくこととする。

8 働き方改革について

働き方改革についても意識しながら業務改善に取り組んでいただきたい。また、働き方改革を進める上で、平均総労働時間等にも留意し、特定の職員が過重労働にならないようにしていただきたい。

(業績評価委員会報告書 5 頁「業務運営の効率化」に係る御提言)

御指摘のとおり 2024 年 4 月から医師の時間外労働上限規制への対応が求められることから、医師の働き方改革についても念頭に置きつつ、タスクシフト等も含めた業務の効率化に取り組んでまいりたい。

また、適正な労働時間の把握に努め、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリングを行う等、特定の職員が過重労働にならないよう配慮しつつ、引き続き長時間労働の抑制に努めてまいりたい。

9 労災病院の運営について

今後、新型コロナウイルスが収束し、補助金収入が減少する中で、病院の運営を安定させることが大きな課題となる。

(業績評価委員会報告書 6 頁「財務内容の改善」に係る御提言)

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後においても、患者の受診抑制がある程度継続していることから、新入院患者増による病床利用率の向上が経営状況の改善に向けた最重要かつ喫緊の課題と考え、種々の取組を進めているところである。

具体的には、紹介患者の受入増に向けた開業医等に対する広報活動や救急患者の受入増に向けた救急隊との連携強化等の取組を積極的に実施するよう、各労災病院に対して各種会議で指示するほか、本部職員が病院に赴き、現地で指導を行っている。

一方で、前述の取組を実施してもなお新入院患者の増加が困難な場合には、地域で求められる医療ニーズや将来的な人口動態を踏まえ、自院の診療機能に応じた方策を検討し、病床機能や病床数の見直しを進める必要があると考えている。